

直方市AED設置施設登録制度推進事業実施要綱

(平成 28 年 4 月 1 日直方市消防本部庁達第 1 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の生命を守り、安全・安心なまちづくりを推進するための一環として自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置場所及び有用性の周知並びに普及促進を図るため、直方市AED設置施設登録制度推進事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 本事業の対象は、次に掲げる直方市内の集客施設等とする。

2 直方市AED設置施設登録制度の対象となる集客施設等は、次のとおりとする。

- (1) ホテル・旅館等宿泊施設、サウナ及び公衆浴場
- (2) 百貨店・スーパーマーケット等の物品販売施設
- (3) 集会場、興行場、遊技場
- (4) 体育館、プール等の運動施設
- (5) 私鉄、JRの各駅及び営業所
- (6) 市役所等の公共施設（教育施設を含む。）
- (7) その他登録が適当と認められる施設等

(事業内容)

第 3 条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 直方市内のAED設置施設（以下「AED設置施設」という。）の登録
- (2) 表示証の交付
- (3) 直方市消防本部（以下「消防本部」という。）のホームページへの掲載などの情報提供（公表）

(登録要件)

第 4 条 AED設置施設の登録は、次の要件を満たすものに対して行うものとする。

- (1) AEDを設置していること。
- (2) 前条第 3 号の情報提供に協力できること。
- (3) AED設置施設内外での使用並びにその使用及び維持管理に係る経費については、AED設置施設で負担すること。

(登録手続き等)

第 5 条 AED設置施設の登録手続きは、次により行うものとする。

- (1) 登録を希望するAED設置施設は、直方市AED設置施設登録申込書（様式第 1 号。以下「登録申込書」という。）を消防長に提出するものとする。
- (2) 消防長は、前条の要件及び登録申込書に記載された事項について審査を行うものとし、必要に応じて電話や戸別訪問による確認を行うことができるものとする。

(3) 消防長は、審査の結果、相当と認めた時はAED設置施設として登録し、直方市AED設置施設登録通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）及び直方市AED設置施設表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(4) 登録されたAED設置施設（以下「登録施設」という。）は、交付された表示証を施設の入口など市民や利用者の見えやすい場所に表示証を掲示するものとする。

（登録の辞退等）

第6条 登録施設は、AEDの処分又は滅却若しくは施設の廃業などにより、登録を辞退する場合は、直方市AED設置施設登録辞退届出書（様式第4号）を消防長に提出するものとする。この場合、交付された通知書及び表示証を返却させるものとする。

（登録の変更）

第7条 登録施設は、申込書の内容を変更した場合は、速やかに直方市AED設置施設登録変更届出書（様式第5号。以下「変更届」という。）を消防長に提出するものとする。

（交付台帳）

第8条 消防長は、通知書及び表示証を交付し、又は登録施設から変更届が提出された場合には、直方市AED設置施設登録台帳（様式第6号）に所要事項を記録するものとする。

（登録の取消）

第9条 消防長は、登録施設として適当でないと判断した時は、直方市AED設置施設登録取消通知書（様式第7号）により登録の取消しを行うことができ、交付された通知書及び表示証を返却させるものとする。

（所管）

第10条 この事業に関する事務については、消防本部警防課救急係において所管する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。